



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名	株式会社トーエネック
代表者	代表取締役社長 久米 雄二 (コード番号 1946)
問合せ先責任者	執行役員総務部長 藤田 憲邦 (TEL 052-219-1906)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決定するとともに、株式併合および定款一部変更について、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の皆さまの利便性を向上するため、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 99 回定時株主総会において、下記 2. に記載の株式併合に関する議案および下記 3. に記載の定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合を行う理由

上記1.に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式併合を行うものであります。

### (2) 併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さまのご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	96,649,954株
併合により減少する株式数	77,319,964株
併合後の発行済株式総数	19,329,990株

（注）併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,458名（100.00%）	96,649,954株（100.00%）
5株未満所有株主	105名（1.92%）	131株（0.00%）
5株以上所有株主	5,353名（98.08%）	96,649,823株（100.00%）

（注）上記割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、5株未満ご所有の株主さま105名（所有株式数の合計131株）は、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増しの請求手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または株主名簿管理人（三井住友信託銀行 証券代行部）までお問い合わせください。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 99 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記 3. に記載の定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

①当社は、中部電力株式会社が本年 4 月から開始したガス販売に関して、当社が愛知県・岐阜県・三重県において高圧一括受電サービスを提供しているマンションの入居者さまを対象に、同社の販売代理店として同社のガス販売に協力し、PR 等を行うことを基本合意しております。この販売代理店業務を実施するにあたり、事業内容の明確化を図るとともに今後の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を一部変更するものであります。

②上記 2. に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日から効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
（目的） 第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1.～13.（条文省略） 14. 発電事業及び電気、冷水、温水、蒸気その他の <u>熱</u> のエネルギー供給に関する事業 15.～22.（条文省略）	（目的） 第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1.～13.（現行どおり） 14. 発電事業及び電気、 <u>ガス</u> 、冷水、温水、蒸気その他のエネルギー供給に関する事業 15.～22.（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2 億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4 千万株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年4月28日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日 予定
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成29年10月1日 予定
定款一部変更の効力発生日	
・第2条	平成29年6月29日 予定
・第6条および第8条	平成29年10月1日 予定

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、各証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

別紙：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

以 上

## (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ &amp; A

Q 1. 単元株式数の変更とは、どのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とは、どのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回、当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 3. 株式併合を行っても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、株式併合前と比して、株主さまがご所有の当社株式数は 5 分の 1 となりますが、1 株当たりの純資産額は 5 倍となり、また、株価につきましても理論上は 5 倍となります。

<具体的なイメージ>

	効力発生前	効力発生後
所有株式数	1,000 株	200 株
1 株当たり 純資産額	500 円	2,500 円
資産価値	500,000 円	500,000 円

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金も減少するのですか。

A 4. 株主さまがご所有の当社株式数は、株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましても、配当は生じません。

Q 5. 所有株式数や議決権は、どうなりますか。

A 5. 株式併合により、株主さまがご所有の当社株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、株主さまの御所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	2,582 株	2 個	516 株	5 個	0.4 株
例③	1,005 株	1 個	201 株	2 個	なし
例④	550 株	0 個	110 株	1 個	なし
例⑤	86 株	0 個	17 株	0 個	0.2 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、⑤および⑥のような場合）は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主さまに対して、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは 1,000 株に不足する株式の買増しをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または株主名簿管理人（三井住友信託銀行 証券代行部）までお問い合わせください。

Q 6. 株主として、何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特に必要なお手続きはございません。

Q 7. 端数株式が生じないようにするには、どうしたらいいのですか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは 1,000 株に不足する株式の買増しの請求手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または株主名簿管理人（三井住友信託銀行 証券代行部）までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買取請求はできますか。

A 8. 株式併合後においても、株式併合前と同様に単元未満株式の買取りをご請求いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または株主名簿管理人（三井住友信託銀行 証券代行部）までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールは、どうなりますか。

A 9. 主なスケジュール（予定）は次のとおりです。

取締役会決議日	平成 29 年 4 月 28 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 予定
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日 予定
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日 予定
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 予定
株式割当通知の発送	平成 29 年 10 月下旬
端数株式処分代金のお支払い	平成 29 年 11 月下旬～12 月下旬

#### 【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-782-031  
〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4

以 上